



みんなで支えよう ～介護保険～

第2回 介護保険のサービス

平成30年4月からの介護保険料改定に向け、6回に分けて制度について説明します。第2回は、皆さんの保険料や税金でまかなわれている介護保険のサービスについて説明します。

要介護認定で「要介護」「要支援」と認定された人は、介護保険サービスを利用することができます。その中でも利用者の多い居宅サービスを紹介します。

◎居宅サービス

【訪問介護】

ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事、入浴などの介護を行います。

【通所介護（デイサービス）】

施設に通い、日帰りで食事、入浴などのサービスを利用することができます。

【通所リハビリテーション（デイケア）】

施設に通い、日帰りでのリハビリなどを受けることができます。

【居宅療養管理指導】

医師、歯科医師、薬剤師などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けられます。

【その他】

生活環境を整えるためのサービスとして、住宅改修や福祉用具貸与・購入があります。このうち、住宅改修と福祉用具購入については、改修や購入の前に事前協議し、認められたものが対象となります。費用につ

いては、いったん全額自己負担となります。支払い後に申請することにより、後から介護給付分が支給されます。

◎介護予防・日常生活支援総合事業

65歳以上のすべての方が住み慣れた地域で生活できるように多様なサービスを提供するとともに、地域の支え合い体制づくりを行う事業です。

介護予防・生活支援総合事業には、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があります。

◇介護予防・生活支援サービス事業

対象 65歳以上で次のどちらかに該当する方

・要支援1または要支援2の認定を受けた方

・基本チェックリストで事業対象者と判定された方

サービス内容

【訪問型サービス（現行相当）】

従来から実施している訪問介護サービスでホームヘルパーによる入浴介助などを行う身体介護や掃除、洗濯などの生活支援

【訪問型サービス生活緩和型】

自立支援のための補助的行為を中

心とし、掃除や洗濯などのサービスをホームヘルパーと一緒に生活支援

【通所型サービス（現行相当）】

デイサービスセンターを利用して生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング、食事・入浴などのサービスを日帰りで受けることができます。

【通所型サービス緩和型】

施設に通い、運動やレクリエーション、閉じこもり予防、心身機能の維持向上のためのプログラムを日帰りで受けることができます。

◇一般介護予防事業

対象 65歳以上のすべての方

事業内容

介護予防教室の開催、介護予防サポーター養成など人材育成支援、地域での自主活動を行う組織への支援、住民主体の通いの場などに理学療法士など専門職を一定期間派遣し、指導を受けたり継続的に運動ができるよう支援を行います。また、筋力維持のため、水中運動やマシンを使ったパワーデイの実施、その他パンフレットなどを発行し介護予防の啓発を図っています。